

[1] 事務所からのお知らせ

[2] 代表者コラム：働き方改革／有給休暇の義務化

(代表弁護士／税理士 保坂光彦)

[3] 弁護士コラム：所沢のおすすめごはん／狭山 翁

(弁護士 野付さくら)

[4] あとがき

////////////////////////////////////

▼▼▼

1 事務所からのお知らせ

▲▲▲

◆ 当事務所主催セミナーのご案内

【 4 月 】 社会保険労務士の先生方向け (所沢)

└──────────────────────────────────

毎回ご好評いただいております、社会保険労務士の先生方向けの
シリーズセミナー (少人数の勉強会形式) のお知らせです。

=== 社会保険労務士様向けシリーズ勉強会 (所沢) 第 9 回 ===

日 時： 2019 年 4 月 18 日 (木) 17 時 30 分 ~ 19 時 30 分 *

* セミナー終了後、懇親会を実施します。

(懇親会費 3,000 円 / 自由参加)

場 所： 弁護士法人アルファ総合法律事務所・所沢オフィス

テーマ： 働き方改革

講 師： 弁護士 豊村聖子

定 員： 10 名

参加費： 2,000 円 (※ 顧問先事務所様は無料)

※ 詳細及びお申込書は HP よりダウンロードをお願いいたします。

>>>> <https://alpha-lawoffice.com/seminar/index.html>

◆ 当事務所主催セミナーのご案内

【 5 月 28 日 】 企業経営者様、ご担当者様向け (所沢)

└──────────────────────────────────

4 月より順次施行されることとなった「働き方改革法」について、
代表弁護士が改めて解説します。

参加を希望される企業様は、お早めにお申込みください。

====企業様向けセミナー 第5回====

日時：2019年5月28日（火）10時30分～12時30分

場所：所沢商工会議所・会議室2

所沢市元町27番1号 所沢ハーティア東棟3階

テーマ：働き方改革

講師：代表弁護士／税理士 保坂光彦

定員：25名

参加費：無料

※詳細及びお申込書HPよりダウンロードをお願いいたします。

>>>> <https://alpha-lawoffice.com/seminar/index.html>

※所沢市近郊の企業様には別途ダイレクトメールでもご案内させていただきます。

▼▽▼-----

2 働き方改革／有給休暇の義務化

▲△▲-----

皆様こんにちは

弁護士法人アルファ総合法律事務所の
代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

さて、今回も引き続き「働き方改革」関連の法改正について
お話しさせていただきます。

早速ですが、前回「中小企業に関しては、大企業と比較して
多少猶予期間が長めに設けられている…」というようなお話も
しましたが、実際には、もう既にいくつかの改正に関しては、
中小企業と大企業の区別なくスタートしているものがあります！

その中でも、中小企業様にとって影響の大きい改正は、やはり
「有給休暇取得の義務化」ではないでしょうか。

まず、今回「義務化」の対象となるのは「10日以上の
年次有給休暇が付与される労働者」ですので、大枠として

(1) 入社後6ヶ月が経過している正社員またはフルタイムの契約社員

(2) 入社後3年6ヶ月以上経過している週4日出勤のパート社員
(3) 入社後5年6ヶ月以上経過している週3日出勤のパート社員
これらのいずれかであれば、「義務化」の対象となり得ることになります。

では、「義務化」とは具体的にどのような事になるのでしょうか？
基本的には「有給休暇を付与した日から1年以内に、『5日間』は使用者が時季を指定して取得させる」こととなります（ただし、労働者の指定や計画的付与により取得された日数分は時季指定の義務もなくなりますし、逆にこれらが5日を超えた場合は時期指定出来ないということになりますので注意が必要です）。

そして、この義務に違反すると、法律上は30万円以下の罰金が課される可能性があります（当初は行政指導から入るのが通常であり、さすがに突然罰則ということはないとは思われますが、油断は禁物ですし、いずれにしても早急に制度を整える必要があります）。
会社側の対策としては、

- (1) 労働者ごとに有給取得日数をチェックし、5日に満たない労働者がいる場合には、会社側が有給休暇取得日を「指定」するという方法（個別指定方式）
 - (2) 会社と労働者代表との労使協定により、各労働者の有給休暇のうち5日を超える部分についてあらかじめ日にちを決めるという「計画年休制度」を用いる方法
- の二つが考えられます。

柔軟性という点では労働者毎の希望を取り入れる余地がある(1)に、管理の手間や労力という点では一元的な管理が可能な(2)にメリットがある（逆がそれぞれのデメリットとなる）と思われしますので、各社の状況や業務の特性などに合わせて制度を選択導入していくこととなります。

具体的な制度設計や、それに伴う諸手続などに関する個別のご相談は、当事務所において随時お受けしておりますので、お気軽にご相談ください。

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] 所沢のおすすめごはん『狭山 翁』
▲△▲-----

こんにちは。
弁護士の野付さくらです。

『松むら』、『甚五郎』など美味しいお蕎麦屋さんが多い所沢ですが、この季節になると、どうしても行きたくなるお蕎麦屋さんがあります。

それは『狭山 翁』というお店です。
食べログそば百名店2018にも選出されていることもあり、そのお蕎麦の美味しさは言わずもがなですが、この季節ならではの一品は、その店内から眺めることができる立派な桜です。

温かくも凜とした雰囲気の中で、桜を眺めながらゆっくりとお蕎麦を食べるひとは、何とも心を落ち着かせてくれます。
特に、桜の散り始める時期が素晴らしいですね。
ゆっくりと過ごすために、ぜひお蕎麦の前に、焼き味噌と青豆のおぼろ豆腐を味わい、最後はそば白玉で締めさせていただくことをおすすめします。
どれもしみじみと体に染み込んでいくお味です。

このお店を最初に訪問したのは、まだ所沢に住んでいて、長男はお座りがどうにかできるようになった頃でした。
うるさくしたら困るな…と、少しひやひやししながら訪問したのですが、幸い、そば茶を気に入ったのと（そばアレルギーでなくてよかった！）、お店の方が優しく声をかけてくれたおかげで、大人しくしてくれていました。

所沢を離れて何年も経ちますが、今でも春になると、桜散る頃、温かな陽だまりの中で美味しいお蕎麦を堪能した至福の時間が思い出されます。

【店舗情報：狭山 翁】

所沢市小手指南 1 - 1 7 - 3 4

TEL : 0 4 - 2 9 0 3 - 9 9 4 0



4 あとがき



今年は例年よりも長く桜の開花を楽しめているように感じます。
桜を眺めながらお蕎麦を食べる…なんとも風流ですね。
花びらが舞っている様子も相まって、本当に素敵なんだろうな、
と妄想を膨らませています。

さて、ついに新元号が発表され、平成の時代も残すところ
1ヶ月を切りました。まだまだ聞き慣れない「令和」という響きですが、
しばらくすれば自然と耳に馴染んでくるのでしょうか。
大正生まれの方は4つ目の時代を、昭和生まれの世代は3つ目の時代を
生きることになります。
そう考えると、自分の生まれた昭和という時代がとても
昔のように感じてしまい、時の流れを感じずにはいられません。

次号のメルマガは令和に変わって1発目の配信となります。
それでは次号をお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆
—発行元—
弁護士法人アルファ総合法律事務所
代表弁護士／税理士 保坂光彦 (メルマガ担当：松浦)
埼玉県所沢市日吉町 1 4 - 3 朝日生命所沢ビル 8 階
TEL : 0 4 - 2 9 2 3 - 0 9 7 1 / FAX : 0 4 - 2 9 2 3 - 0 9 7 2
MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com
URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)